

宮崎県健康長寿社会づくり推進会議設置要綱

平成27年8月24日
福祉保健部健康増進課

(設置)

第1条 市町村や団体、企業等の様々な主体と連携を図りながら、県民一人ひとりが「健康づくり」や「いきがいづくり」に取り組み、だれもがいつまでも健康で、いきがいをもって暮らすことができる「健康長寿社会づくり」を全県的に推進するため、宮崎県健康長寿社会づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 健康長寿社会づくりに係る推進方針に関すること
- (2) 健康長寿社会づくり推進に係る社会的気運の醸成に関すること
- (3) 健康長寿社会づくりに係る関係機関相互の協力に関すること
- (4) その他健康長寿社会づくりに関して必要なこと

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる団体等（以下「構成団体」という。）をもって構成する。

- 2 推進会議に会長を置き、会長は宮崎県知事とする。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を主宰する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、構成団体以外の者を会議に出席させることができる。

(部会)

第5条 第2条に掲げる所掌事務を円滑に進めるため、推進会議に部会を置くことができる。

- 2 各部会の組織及び運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、福祉保健部健康増進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年8月24日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

| 団 体 名 | |
|-------------------------|---|
| (医療関係) | 宮崎県医師会 宮崎県歯科医師会 宮崎県薬剤師会 宮崎県看護協会 宮崎県理学療法士会 |
| (健康・食) | 宮崎県栄養士会 宮崎県健康づくり協会 日本健康運動指導士会宮崎県支部 宮崎県食品衛生協会 |
| (福祉関係) | 宮崎県社会福祉協議会 |
| (教育関係) | 宮崎県保育連盟連合会 宮崎県P T A連合会 |
| (事業者・企業) | 宮崎県商工会議所連合会 宮崎県商工会連合会 宮崎県農業協同組合 宮崎県シルバー人材センター連合会 宮崎労働基準協会 宮崎産業保健総合支援センター |
| (学識経験) | 国立大学法人宮崎大学 (医学部) |
| (住民) | 宮崎県地域婦人連絡協議会 宮崎県青年団協議会 宮崎県老人クラブ連合会 |
| (報道) | 宮崎日日新聞社 N H K 宮崎放送局 |
| (保険者) | 全国健康保険協会宮崎支部 宮崎県後期高齢者医療広域連合 宮崎県国民健康保険団体連合会 |
| 宮崎県市長会 宮崎県町村会 宮崎県 | (順不同) |